

2006年度札幌市国民健康保険料減免基準表 06.6

区分	軽減・減免基準
所得激減減免	<p>(1)対象者</p> <p>① 今年の見込み総所得金額(A)が、前年所得の8割以下となる世帯でかつ見込み総所得(A)が、限度基準額(B)未満であること <u>限度基準額(B)は、375万円－(15万×被保険者数)</u> (限度基準額(B)とは53万限度に達する所得額)</p> <p>② 8割以下には減少しないが、見込所得が法定軽減に該当し、前年の軽減割合を上回る場合 (事例 5割軽減→7割軽減)</p> <p>(2)減額後の保険料の計算方法(判定基準)</p> <p>① 前年の総所得金額が限度基準額未満の場合 減額後の保険料＝〔保険料額×((A)÷前年所得)〕</p> <p>② 前年の総所得金額が限度基準額以上の場合 減額後の保険料＝〔保険料額×((A)÷(B))〕</p> <p>*下線部分の金額は、見込み総所得金額で判定した7割軽減後の応益割額を下回らない金額とする。</p> <p>(3)今年の見込み総所得額の出し方</p> <p>①地方税法の所得金額を使用、②計算は、推計できるものはその金額・前3ヵ月の平均月収を基に推計、推計困難であれば本人の申告③医療費などの支出は考慮されません。</p>
2割軽減 (低所得減免)	総所得金額が33万+(35万×被保険者数)以下の世帯。6月15日までに2割軽減を申請しなかった世帯も低所得者減免として軽減されます。
生活保護減免	生活保護を受けることになったとき。
災害減免	市民税の減免に準じる。
法59条減免	拘禁されている被保険者の拘禁期間は免除。

*高齢低所得者減免(1人5600円)は廃止。老年者控除がなくなったためとの説明。

所得激減減免の計算例

(1)の① 3人世帯 前年所得346万円が、見込所得69万円に減少した場合
 18年度賦課額は530,000円(経過措置があればその額)
 減額後の保険料は、530,000円×(69万÷330万)
 =110,810円

(1)の② 前年の総所得金額が限度基準額未満の場合
 ・単身世帯 前年所得69万円が、見込所得33万円に減少した場合
 18年度賦課額は108,160円。
 減額後の保険料は、108,160円×(33万÷69万)=51,720円

医療費一部負担減免基準

市施行規則第15条

減免要件 ①災害等による死亡、障害、損害を受けた時
 ②不作・不漁などで収入が減少したとき
 ③事業の休廃止・失業等で収入の著しい減少
 ④前各号に類する事由があるとき

免除 平均平均実収入月額≤生活保護基準額+35,400円

減額 生活保護基準額+35,400円<平均実収入月額≤生活保護基準額+63,600円
 減額割合計算の仕方

- 平均実収入額－生活保護基準＝医療費充当可能額
- 一部負担金－医療費充当可能額＝一部負担金減額措置額
- (一部負担金減額措置額÷一部負担金)×100%＝一部負担金減額割合

0%～20%	20%減額
20%～40%	40%減額
40%～	60%減額

減免期間 ① 減免開始月から3ヵ月以内とするが、さらに3月以内を限度として減免できる。

医療費一部負担金徴収猶予基準

減免要件のいずれかに該当し、一時的・臨時的に著しく生活が困難になると認められたときは、6ヵ月以内の期間で一部負担金の徴収猶予を行うことが出来る。減免が該当しない人が活用できます。

介護保険料減免基準(1号被保険者)

(低所得者減免)

- ① 1人世帯の年収が120万円以下 (*住民税非課税条件は06廃止)
 2人世帯の年収が160万円以下
 3人世帯の年収が210万円以下
- ② 世帯の預金額の合計が350万円以下

介護利用料減免基準(利用料の1割負担分)

免除 平均実収入月額≤生活保護基準額+15,000円*1(住民税非課税の高額介護料)

減額 生活保護基準額+15,000円<平均実収入月額≤生活保護基準額+37,200円
 (減額される金額の割合) 平均実収入月額－生活保護基準＝介護給付充当額
 (利用者負担措置額÷利用者負担見込額)×100＝利用者負担減額割合

減額割合区分	0%～20%以下	20%減額
	20%～40%	40%減額
	40%～	60%減額

*1 06年で年金所得が課税になる人は、24,000円とする。

